

物品売買仮契約書

件名 消防救急デジタル無線機器購入  
納入場所 別紙のとおり  
納入期限 平成26年 3月20日

収 入  
印 紙

発注金額 227,850,000 円  
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 10,850,000 円

支払条件

前払金 適用せず  
中間前払金 適用せず  
部分払回数 適用せず

契約保証金 免除

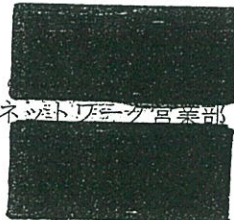
この仮契約書は、市議会議決後、本契約に変わるものとする。  
上記の物品について別紙の条項等により物品売買契約を締結し、信義に従って誠実に履行するものとする。この契約の証として本書を2通作成し、発注者大阪府富田林市と受注者は、記名押印の上、各自2通を保有する。

平成25年 5月17日

発注者 富田林市常盤町1番1号  
大阪府富田林市  
代表者 富田林市長 多田利喜



受注者 大阪府吹田市江坂町二丁目1番43号  
株式会社 富士通ゼネラル 近畿情報通信ネットワーク営業部  
部長 坂口 晋



## 〔備品・消耗品契約条項〕

### (総 則)

第1条 納入物品の品質、構造、形状、寸法等は、見本・仕様書または図面によるものとする。

### (検収及び引渡し)

第2条 受注者は物品を納入しようとするときは、納品書を提出し、発注者の検収を受け、これに合格したときは物品を引渡すものとする。

2 検収の結果、不合格品があるときは、受注者は発注者の指定する期間内に良品と引換え、さらに発注者の検収を受けなければならない。この場合においても、特に発注者が認めた場合を除き、納期を変更しないものとする。

3 受注者は検収に立会うものとし、立会わないときは、検収の結果について異議を申し立てることができない。

### (危険負担)

第3条 受注者は、物品を指定場所に納入し、前条に規定する検収の前に生じた物品の亡失、毀損等の損害は、すべて受注者の負担とする。

### (担保責任)

第4条 受注者は、納入物品の引渡し後 1年間は、発注者の正常な管理のもとに生じた故障または発見された瑕疵について、修理または取替え納入の責任を負うものとする。

### (契約金額の支払い)

第5条 受注者は、合格品を完納した後、所定の支払請求書を発注者に提出するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求書を受理した日から30日以内に代金を受注者に支払わなければならない。

### (遅延利息)

第6条 受注者の責に期する事由により、納入期日までに物品を納入しない場合は、受注者は発注者に対して遅延利息を支払うものとする。

- 2 前項の遅延利息は、遅延日数1日につき、遅延数量に対する代金の1,000分の2に相当する金額とする。ただし、遅延利息が100円未満であるときは遅延利息を支払わないものとし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切捨てるものとする。
- 3 発注者の責に帰する事由により、第5条第2項の支払期日までに契約金額を支払わない場合は、発注者は受注者に対して遅延利息を支払うものとする。
- 4 前項の遅延利息の額は、契約金額の支払期日到来の日から支出する日までの日数に応じた政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条に規定する割合で計算した額とする。

#### (契約解除)

第7条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) この契約条項に違反したとき。
  - (2) 納入期限内に契約を履行しないとき、または完全に履行する見込みがないと認められるとき。
  - (3) 発注者が行う物品の検収に際し、受注者に詐欺その他の不正行為があったとき。
  - (4) 「富田林市契約からの暴力団排除措置要綱」別表に掲げる措置要件に該当すると認められるとき。
- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として発注者に支払わなければならない。

#### (費用負担)

第8条 この契約の締結に要する費用及び物品納入に要する費用は受注者の負担とする。

#### (疑義等の決定)

第9条 この契約書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度発注者と受注者との間で協議のうえ決定するものとする。



富契第 196 号  
平成 25 年 6 月 28 日

株式会社 富士通ゼネラル  
近畿情報通信ネットワーク営業部  
部長 坂口 晋 様

富田林市長 多田 利喜



### 売買契約の効力発生について（通知）

平成 25 年 5 月 17 日付けで仮契約締結の標記売買契約について、下記のとおり富田林市議会の議決を得ましたので、本契約としての効力が発生したことを通知します。

#### 記

1. 件名 消防救急デジタル無線機器購入
2. 契約金額 ¥ 227,850,000 ー (税込)
3. 議会の議決年月日 平成 25 年 6 月 28 日  
(本契約締結日)

以上

## 消防救急デジタル無線機器の製造販売業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令について

平成 29 年 2 月 2 日  
公正取引委員会

公正取引委員会は、消防救急デジタル無線機器<sup>(注1)</sup>の製造販売業者に対し、本日、独占禁止法の規定に基づき排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

本件は、消防救急デジタル無線機器の製造販売業者が、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたものである。

(注 1) 「消防救急デジタル無線機器」とは、SCPC方式のデジタル通信方式（1の搬送波当たりのチャンネル数が1の方式のデジタル通信方式をいう。）により、260MHz帯の周波数帯を使用する「消防救急無線」<sup>(注2)</sup>のためのシステムを構成する基地局無線装置、無線回線制御装置、車載型無線装置、卓上型無線装置、携帯型無線装置、可搬型無線装置、遠隔制御装置及び管理監視制御装置をいう。

(注 2) 「消防救急無線」とは、電波法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 67 号）の別紙 2 第 2 の 2（4）で定められた審査を受けた無線局を利用した無線通信であって、消防職員が消防業務及び救急業務の活動を行うためのものをいう。

- 1 違反事業者数、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者数並びに課徴金額（違反事業者名、各事業者の課徴金額等については別表のとおり）

違反事業者数	排除措置命令 対象事業者数	課徴金納付命令 対象事業者数	課徴金額
5 社	5 社	4 社	6 3 億 4 4 9 0 万円

- 2 違反行為の概要（詳細は別添排除措置命令書参照）

(1) 別表記載の 5 社（以下「5 社」という。）は、遅くとも平成 21 年 12 月 21 日頃までに（株式会社日立国際電気にあつては遅くとも平成 22 年 5 月 24 日頃までに、日本無線株式会社にあつては遅くとも同年 9 月 15 日頃までに参加）、特定消防救急デジタル無線機器<sup>(注3)</sup>について、受注価格の低落防止等を図るため

ア 納入予定メーカー<sup>(注4)</sup>を決定する

イ 納入予定メーカー以外の者は、納入予定メーカーが納入できるように協力する旨合意した。

(2) 5 社は、当該合意の下に、5 社の営業部課長級の者らが参加する会合を平成 23 年 12 月頃までおおむね毎月開催し、特に平成 22 年 12 月頃から平成 23 年 12 月頃には、同会合において、全国の消防本部等ごとに納入予定メーカーを記載した「ちず」と称する一覧表を作成し、特定消防救急デジタル無線機器の発注が本格化する平成 24 年 4 月頃以降は、おおむね 3 か月ごとに会合を開催し、前記「ちず」と称する一覧表と類似の一覧表を作成して、納入予定メーカーが納入できているか等を確認するなどして

ア 納入を希望する者（以下「納入希望者」という。）が 1 社のときは、その者を納入予定メーカーとするほか、納入希望者が複数社のときは、既設の状況、営業

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局審査局第四審査  
電話 03-3581-3345（直通）  
ホームページ <http://www.jftc.go.jp/>

活動の状況、発注者の意向等を勘案して、納入希望者間の話し合いにより納入予定メーカーを決定する

イ 入札等において落札すべき価格は、納入予定メーカー自らが落札者となる場合には自ら定め、代理店等に落札させる場合には当該代理店等と相談して決定するなどし、納入予定メーカー以外の者は、納入予定メーカーが定めた価格よりも高い価格で入札する又は入札に参加しないなどにより、納入予定メーカーを決定し、納入予定メーカーが納入できるようにしていた。

- (3) 5社は、特定消防救急デジタル無線機器について、納入予定メーカーを決定し、納入予定メーカー以外の者は、納入予定メーカーが納入できるように協力する旨を合意することにより、公共の利益に反して、特定消防救急デジタル無線機器の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(注3)「特定消防救急デジタル無線機器」とは、消防救急デジタル無線機器(多重無線装置、空中線、電源装置、冷暖房装置、印刷機器等の機器のほか、据付工事、鉄塔の建設工事等の工事を含めて発注される場合には当該機器等を含む。)をいう。

(注4)「納入予定メーカー」とは、発注物件を自ら落札し、又は代理店等に落札させるなどして、もって自ら製造した又は自社の子会社等に委託して製造させた消防救急デジタル無線機器(株式会社富士通ゼネラルが富士通株式会社から委託を受けて製造した消防救急デジタル無線機器を含む。)を納入すべき者をいう。

### 3 排除措置命令の概要

- (1) 5社は、それぞれ、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。
- ア 前記2の合意が消滅していることを確認すること。
- イ 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、特定消防救急デジタル無線機器について、納入予定メーカーを決定せず、各社がそれぞれ自主的に受注活動を行うこと。
- (2) 5社は、それぞれ、前記(1)に基づいて採った措置を、自社を除く4社に通知するとともに、特定消防救急デジタル無線機器を発注する市町村等に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 5社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、市町村等が発注する特定消防救急デジタル無線機器について、納入予定メーカーを決定してはならない。
- (4) 5社は、それぞれ、特定消防救急デジタル無線機器の納入に関する独占禁止法の遵守について、特定消防救急デジタル無線機器の営業担当者に対する定期的な研修及び法務担当者による定期的な監査を行うために必要な措置を講じなければならない。

### 4 課徴金納付命令の概要

- (1) 課徴金納付命令の対象事業者は、平成29年9月4日までに、それぞれ別表の「課徴金額」欄記載の額(総額63億4490万円)を支払わなければならない。
- (2) 日本電気株式会社は、独占禁止法第7条の2第7項第1号に該当する者であることから、同項の規定に基づき、5割加算した算定率を適用している。

### 5 特定消防救急デジタル無線機器の発注者に対する連絡

- (1) 本件審査の過程において、特定消防救急デジタル無線機器の入札等の一部において、次のような疑いのある事実が認められた。

- ア 特定の製造販売業者の仕様を発注仕様書等に記載している。
  - イ 特定の製造販売業者が、指名業者、入札参加資格条件、発注方法の選定等に関与しているほか、指名業者又は入札参加申請業者を把握している。
- (2) 発注仕様書等に特定の製造販売業者の仕様が記載されている場合、契約の相手方となるべき者について発注者が意向をほのめかしていると受け取られるおそれがあり、また、特定の製造販売業者が、指名業者、入札参加資格条件、発注方法の選定等に関与したり、指名業者又は入札参加申請業者を把握できることは、入札談合等を行うことを容易にするおそれがあるため、特定消防救急デジタル無線機器の発注者に対し、本日、前記のとおり排除措置命令を行った旨を連絡するとともに、今後、特定消防救急デジタル無線機器を発注するに際しては、前記(1)のようなことのないように留意するよう連絡した。



違反事業者及び課徴金額一覧

別表

番号	法人番号	違反事業者名	本店又は本社の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額（万円）
1	6020001066941	株式会社富士通ゼネラル	川崎市高津区末長三丁目3番17号	代表取締役 斎藤 悦郎	○	480,000
2	7010401022916	日本電気株式会社	東京都港区芝五丁目7番1号	代表取締役 新野 隆	○	115,517
3	7010401006126	沖電気工業株式会社	東京都港区虎ノ門一丁目7番12号	代表取締役 鎌上 信也	○	24,381
4	3012401012867	日本無線株式会社	東京都中野区中野四丁目10番1号	代表取締役 荒 健次	○	14,592
5	2010001098064	株式会社日立国際電気	東京都港区西新橋二丁目15番12号	代表執行役 佐久間 嘉一郎	○	—
合 計					5社	634,490

(注1) 表中の「○」は、その事業者が排除措置命令の対象であることを示している。

(注2) 表中の「—」は、その事業者が課徴金納付命令の対象ではないことを示している。

トップ ニュース 九州 大分

## 宇佐市消防、賠償請求へ 消防無線談合、落札企業に 6800万円 [大分県]

2017年06月08日 06時00分

自治体の消防救急無線システム関連機器入札に絡む談合事件で、公正取引委員会が宇佐など県内3市の消防本部が実施した工事について談合を認定したことを受け、宇佐市消防本部は7日、落札企業に対し、契約約款に基づき落札金額の20%に当たる約6800万円の賠償金を求める方針を固めた。公取委による排除措置命令と課徴金納付命令が確定する8月以降に請求するという。

同本部での入札は2013年8月に実施。予定価格の99.9%に当たる3億2600万円（税別）で落札された。同本部は「公取委の認定も受け、談合が行われていた疑いが濃厚と判断し、賠償金を求めていくことにした」と話している。

= 2017/06/08付 西日本新聞朝刊 =

市、日本無線に賠償請求へ /大分

毎日新聞 2017年6月8日 地方版

消防救急デジタル無線機器入札で談合があった問題で、宇佐市は7日、関与していた日本無線（本社・東京）に対し、契約違反として約6800万円の賠償請求をする方針を明らかにした。「おおいた市民オンブズマン」（永井敬三理事長）に同市が回答した。

公正取引委員会は今年2月2日、全国の市町村などが発注した救急無線デジタル化を巡る工事の5割強で談合があったと認定。日本無線など大手5社を指名停止にし、排除措置命令を出した。

宇佐市と日本無線の工事請負契約によると、独占禁止法違反（談合など不当な取引制限）で公取委から排除措置命令が出された場合、命令確定後に請負金額約3億4000万円（消費税込み）の2割を賠償金として請求できるとしている。

県内では宇佐市のほか豊後大野、臼杵両市工事でも談合があり、同オンブズは両市に対し、情報公開開示を求めて契約条項を確認した後、損害賠償請求するよう求めることにしている。【大渡実知朗】